

4 指導は個別指導及び集団指導のそれぞれを組み合わせ、双方の利点を生かすようにして行うこと。いずれの場合も、指導内容は小児の健康の保持増進、身体的発育及び精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談を重点とする。指導に当たっては、個々の小児の特徴を考慮した具体的なものであり、親の心身の健康や育児態度にも留意した家庭及び地域社会の諸条件に則したものであること。また、児童虐待の防止に留意すること。

## 第2 新生児保健

### 1 方針

(2) 分娩立会いの医師、助産婦は児の生活力、分娩損傷、適応障害に注意し、異常を認めた時は、直ちに新生児を担当する医師に連絡する等適切な対応を行う。このため、各地域の新生児を含めた周産期医療体制の確立に努めること。

また、児の将来の健康に影響を及ぼす母の既往歴、分娩経過及び疾病又は異常の詳細をその後の保健指導にあたる医師、助産婦、保健婦（士）に連絡すること。特に育児不安や産後の精神障害等を認めた場合、母親への精神的支援を行い、その状態を見極めて専門家への受診をすすめる等適切な指導を行うこと。

(3) 出生後は速やかにその後の保健指導にあたる医師による詳細な健康診査を行い、母親に児の健康状態をよく知らせ、育児に自信と意欲をもたせること。

## 第3 乳児保健

### 1 方針

(4) 保護者に定期的健康診査の必要性を理解させるよう努め、個々の乳児の特徴に応じ適時、適切な保健指導を行うこと。親の育児法の是非を問うのでなく、児の持つて生まれたもの（気質、遅めの発達、易罹病傾向等）をも視点に入れた指導や相談を行うこと。また、児童虐待の防止に留意すること。

### 2 健康診査

新生児期の低出生体重や仮死等のハイリスク項目に留意しながら、次の事項に注意すること。

(4) その他

保護者が心配事、不安、訴え等をよく話せるように心掛ける。又、養育態度、乳児の睡眠の乱れ、摂食の問題、なだめにくい啼泣、恐れ、不安等の精神的に不安定な状態、児童虐待、家庭環境等にも配慮しながら健康診査を行うこと。

## 第4 幼児保健

### 1 方針

幼児期に入ると、身体発育は比較的安定し、環境の変化や刺激に対し、次第に対応できるようになる。また、精神、情緒及び運動機能は著しく発達し、家庭環境とともに地域社会や集団生活の影響を受けることが次第に大きくなる。

一方、核家族化、母親の就労率の増加等幼児をめぐる育児環境の変化に伴い、育児上のひずみが幼児の発達に影響する可能性がある。従って、この時期には疾病的予防ばかりでなく、精神、情緒及び社会性の健全な発達、生活習慣の自立、う歯予防、事故防止、児童虐待の防止に重点をおいた指導がなされる必要がある。

また、幼稚園、保育所等の管理者及び職員に環境の整備、伝染病予防等健康管理の重要性を認識させ、幼児の個性を尊重した対応をさせるとともに、園医・嘱託医との連携を密にし、施設内の健康管理とともに地域保健サービスとの統合を図る必要がある。

## 2 健康診査

身体の明確な異常は乳児健診により適切に対応されている場合が多い。幼児健診では、それまでに発見できなかった軽度あるいは境界領域の発達の遅れ、視聴覚異常等を見出して、適切な事後指導を行うことが重要である。

### (4) 疾病又は異常

一般身体所見のほか、とくに下記の疾病又は異常に注意すること。

ケ 児童虐待の早期発見につとめ、適切な援助を行うこと。

## 3 保健指導

乳児期の保健指導の成果をさらに発展させ、身体、精神、運動機能の健全な発達に重点をおき、次の事項に注意すること。

### (9) 児童虐待については、虐待徴候の早期発見に努めること。

## ③子どもの心の健康づくり対策事業について（H.9.9.29 厚生省児童家庭局長通知）

### 子どもの心の健康づくり対策事業実施要綱

#### 第1 趣旨

少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化する状況の中で、子どもが豊かな心を持ち、希望に満ちた有意義な人生を送ることができるよう、社会的機能を活性化することが求められている。このため、子ども、家庭及び地域社会の相互の連携により、地域社会の養育機能を充実・強化し、母親の育児不安等の解消を図るとともに、虐待・いじめ等の社会的问题に早期に対応するため、小児科医等による相談体制及び虐待防止のための関係機関のネットワークを整備することにより、総合的な子どもの心の健康づくり対策を推進するものである。

#### 第3 事業内容等

実施主体は、次に掲げる事業を地域の実情により選択して実施するものとする。  
ただし、都道府県が実施する場合にあっては、一に掲げる事業を必ず行うものとする。

##### 1 体制整備事業

保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会及び関係団体等をもって構成する「子どもの心の健康づくり普及推進委員会」を設置し、地域における連携体制の整備を図るとともに、地域の実情に応じ次に掲げる事項についてその全部又は一部を検討するほか、地域住民に対する普及啓発を行うものとする。

- (1) 虐待・いじめ防止に関すること
- (2) 育児不安への対応に関すること
- (3) 地域のグループリーダーの養成に関すること
- (4) 小児の健康手帳及びその有効な活用方法に関すること
- (5) その他子どもの健康づくりに関すること

##### 3 虐待・いじめ対策事業

###### (1) 事業内容

- ア 虐待・いじめ等に関する問題について電話又は面接による相談を行うものとする。
- イ 虐待・いじめに関する専門的な相談を行う者を育成するための研修を行うものとする。

###### (2) 実務担当者

小児科医、保健婦（士）等とする。

###### (3) 実施場所

市町村保健センター等で行うものとする。（医療機関は除く。）

##### 4 児童虐待防止市町村ネットワーク事業

###### (1) 事業内容

市町村は、地域における児童虐待の防止と早期発見に努めるため、地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関・団体等（以下「関係機関等」という。）から構成する児童虐待防止協議会を設置し、次の事項について定期的に検討するとともに、具体的な虐待事例の検討を隨時に行うものとする。

- ア 児童虐待についての関係機関等相互の情報交換及び状況把握に関すること
- イ 地域における児童虐待防止や早期発見を円滑に実施するため、関係機関等が行う事業等の効果的な連携に関すること
- ウ 地域住民等に対する児童虐待に関する理解を深めるための啓発活動に関するこ
- エ その他の児童虐待防止策に関するこ

(2) 留意事項

- ①虐待事例の検討を行う際には、事例に関わるプライバシー保護に十分留意する。
- ②児童虐待防止協議会は、児童相談所や保健所等の都道府県の機関と連携を図る。

④乳幼児に対する健康診査の実施について（H.10.4.8 厚生省児童家庭局長通知）

乳幼児健康診査実施要綱

第2 各論的事項

1 1歳6か月児健康診査

(5) 留意事項

健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

2 3歳児健康診査

(5) 留意事項

健康診査に際して行われる指導においては、家族の育児面での情緒を養い、児童に対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うものとする。

## 2. 台帳・記録用紙等 把握時の記録（所内決裁・通告） 援助記録

(1) 虐待把握時の所内決裁・通告用紙一大阪府保健所の例

保健師が関わっているうち、または関係機関等からの情報で動いたが虐待が把握または疑われたとき、様式1で所内決裁をとり複写となっている様式2で子ども家庭センター（児童相談所）に通告する。明らかに虐待と考えられるときは通告で、虐待が疑われるときまたはまず第1報として情報を提供するときは情報提供としているが、厳密な取り決めはなく、児童相談所からするとこのいずれであっても虐待と考えられるときは通告の取り扱いとなる。

(2) 記録用紙の例

①ケースレコード：NO.1 NO.2

事例のフェースシートとして使用する。

②援助記録

③関係機関事例検討会議記録

④援助及び関係機関会議の経過一覧

虐待児例は援助が頻回にあるいは長期にわたることが多い。保健師の援助経過と関係機関による事例検討会議等が一覧でわかるように記録する。

## 子ども虐待の把握・相談受理記録

受理番号 \_\_\_\_\_

所長	支所長	次長	企画調整課長	企画補佐	地域保健課長	保健補佐・総括	起案者

回覧日 年 月 日 \_\_\_\_\_

虐待把握・相談受付日時	平成 年 月 日 担当・相談受理者( )						
相談経路 (把握経路)	1. 保健所活動(関わり有り・健診・精神保健福祉相談・各種相談・公費負担申請・訪問・電話相談・その他) 2. 医療機関( ) 3. 児童福祉施設( ) 4. 福祉機関( ) 5. 保健機関( ) 6. 教育機関(幼・小・中・高) 7. 近隣 8. 家族 9. 親戚 10. 民生・児童委員 11. その他( )						
相談手段	1. 電話 2. 来所面接 3. 訪問 4. その他( )						
相談者について (情報提供者)	氏名	虐待者との関係					
住 所							
調査協力 (諾・否)	連絡先	相談者への対応					
電話							

## 1. 被虐待(疑)児について ※兄弟事例の場合別紙に追加

氏名	男・女	所	・在宅	・保育所	・幼稚園	・通園施設
生年月日	S・H 年 月 日 ( )歳	属	・学校	(小・中・高・大)		
住 所		電 話				
保護者名	( )歳	続 柄	父・母・その他( )			

## 2. 虐待(疑)者について

氏名	年齢 歳	続 柄		職業	
住 所	児と同じ・児と別( )	電 話		勤務先	

## 3. 虐待の内容及び児童の状態

〈診断〉いくつでも 1. 身体的虐待(確実・疑) 2. ネグレクト(確実・疑) 3. 性的虐待(確実・疑) 4. 心理的虐待(確実・疑) 5. その他 ( )	〈児の問題〉いくつでも 1. 身体的虐待 (疑・アンバランス) 2. 発育の問題 3. 行動・情緒の問題 4. 外傷 5. その他 ( )	〈虐待を疑われる状況〉いくつでも ①あざ・火傷がある ②骨折、頭部外傷がある ③異様な泣き声や叫び声がする ④戸外に閉め出されたり、徘徊している ⑤食事を与えられていない ⑥衣服や体が不潔 ⑦医者に連れていかない ⑧養育拒否、無視 ⑨登校させない ⑩性的虐待 ⑪その他( )
〈虐待の内容〉 -いつから、誰から、どうされたか		〈家族構成及び家族状況〉 〈関係機関連携〉 1. あり 機関名 ( ) ( ) ( ) ( )
		2. なし 関与機関 ( ) ( ) ( ) ( )

## 4. 情報提供・通告の理由(情報提供の場合の保健所の方針等)

--

## 様式2

## 子どもの虐待に関する(情報提供・通告)文書 (保健所⇒子ども家庭センター)

子ども家庭センター 所長様

保健所(支所)長

担当者氏名

報告日 年 月 日

下記の児について、(情報提供・通告)しますので、よろしくお願ひいたします。

虐待把握・相談受付日時	平成 年 月 日 担当・相談受理者( )		
相談経路(把握経路)	1. 保健所活動(関わり有り・健診・精神保健福祉相談・各種相談・公費負担申請・訪問・電話相談・その他) 2. 医療機関( ) 3. 児童福祉施設( ) 4. 福祉機関( ) 5. 保健機関( ) 6. 教育機関(幼・小・中・高) 7. 近隣 8. 家族 9. 親戚 10. 民生・児童委員 11. その他( )		
相談手段	1. 電話 2. 来所面接 3. 訪問 4. その他( )		
相談者について(情報提供者)	氏名	虐待者との関係	
	住所		
調査協力(諾・否)	連絡先 電話	相談者への対応	

## 1. 被虐待(疑)児について ※兄弟事例の場合別紙に追加

氏名	男・女	所	・在宅・保育所・幼稚園・通園施設
生年月日 S・H 年 月 日	( )歳	属	・学校(小・中・高・大) ・その他( )
住所		電話	
保護者名	( )歳	続柄	父・母・その他( )

## 2. 虐待(疑)者について

氏名	年齢 歳	続柄	職業	
住所	児と同じ・児と別( )	電話		勤務先

## 3. 虐待の内容及び児童の状態

〈診断〉いくつでも 1. 身体的虐待(確実・疑) 2. ネグレクト(確実・疑) 3. 性的虐待(確実・疑) 4. 心理的虐待(確実・疑) 5. その他 ( )	〈児の問題〉いくつでも 1. 身体的虐待 (疑・アンバランス) 2. 発育の問題 3. 行動・情緒の問題 4. 外傷 5. その他 ( )	〈虐待を疑われる状況〉いくつでも ①あざ・火傷がある ②骨折、頭部外傷がある ③異様な泣き声や叫び声がする ④戸外に閉め出されたり、徘徊している ⑤食事を与えられていない ⑥衣服や体が不潔 ⑦医者に連れていかない ⑧養育拒否、無視 ⑨登校させない ⑩性的虐待 ⑪その他( )
〈虐待の内容〉 ・いつから、誰から、どうされたか		〈家族構成及び家族状況〉 〈関係機関連携〉 1. あり 機関名 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

## 4. 情報提供・通告の理由(情報提供の場合の保健所の方針等)

--

## ケースレコード

ケースNo: 作成年月日 年 月 日 No.1

氏名		男・女	生年月日: S-H 年 月 日			担当	
住所			電話( ) FAX( )				
把握方法	1. 自機関活動(妊娠届け・母子健康手帳・健診・公費負担・未熟児・小児慢性特定疾患・精神保健福祉 相談・訪問・面接・電話・その他: )						
	2. 福祉機関( )		3. 医療機関( )		4. 市町村( )		
	5. 保健所( )		6. 近隣( )		7. その他( )		
診断名		家 族 氏 名	続柄	性別	生年月日	職業	疾病や児への関わり
1. 身体的虐待							
2. ネグレクト							
3. 性的虐待							
4. 心理的虐待							
5. 虐待の疑い							
6. その他 問題大きい							
重症度							
最重度・重度・中度・軽度							
疑い・不明							
主たる虐待者 ( )							
関係機関・担当者等							
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
・機関名( )担当者( )		)関与時期( )					
住所:		電話( )FAX( )					
家族構成及び家族関係							

## (1)被虐待とした根拠:

- ・発生の時期(気づいた時期含む)
- ・虐待方法または状況

## (2)児の状況:

- ・身体発育 身長( )cm 体重 kg
- ・外傷の有無:無し・有り( )
- ・ケアの状況( )
- ・行動情緒問題( )
- ・知的発達
- ・基礎疾患名( )障害の状況( )

## (3)児の生育歴・発達等

- 出生時:父( 歳)母( 歳) 出生体重( g)在胎週数( 週)多胎(無し・ 胎)
  - 出生場所( )・分娩状況(普通・吸引・鉗子・帝王切開・不明)
  - 仮死( 分・無し)保育器( 日・無し)その他の治療( )
  - 新生児黄疸(弱・普通・強(光線療法・その他))授乳(母乳( か月まで)・人工栄養・混合)
  - 定頸( か月)おすわり( か月)はいはい( か月)独歩( 歳 か月)二語文( 歳 か月)
  - ひとみしり(有 か月・無)行動情緒面( )
  - 健診歴 一か月健診 4か月健診 後期健診  
1歳半健診 3歳健診 その他( )
  - 予防接種(すべて未接種・接種ワクチン)
  - 分離歴(無し・有り(長期入院・施設入所・他の養育者・その他( ))
- (4)養育者の状況:愛着形成・児への感情・育児行動・依存有無・問題解決・被虐待歴など
- ・父(実父・継父・養父・内縁・いない)性格( )
  - ・母(実母・継母・養母・内縁・いない)性格( )
  - ・他の養育者・同居者

## (5)親族・近隣等

- (6)経済状況(収入・就労状況・借金の有無・金銭の使い方など)  
(問題なし・やや苦しい・苦しい)

## (7)住宅状況

- 持ち家(1戸建・マンション) 借家(公営住宅・文化住宅・アパート・その他)

## 援助記録

年月日	手段:訪問(場所 )・面接・電話(発信・受信: )・その他( )
	S:(児) (養育者等)
	O:(児) (養育者等)
	A:
	P:
	記録者( )
年月日	手段:訪問(場所 )・面接・電話(発信・受信: )・その他( )
	S:(児) (養育者等)
	O:(児) (養育者等)
	A:
	P:
	記録者( )

## 関係機関事例検討会議記録

## 援助及び関係機関会議の経過一覧

年月日	方 法	対 象	内 容
①	訪問( )・面接 文書・電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
②	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
③	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
④	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑤	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑥	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑦	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑧	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑨	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )
⑩	訪問・面接・文書 電話(発信・受信) グループ等: 関係機関会議 その他( )	児・母・父 他の家族( ) 関係機関( ) その他( )	記録者( )

### 3. 文献

詳細な引用文献は省略した。本マニュアルに大きく関係した文献は以下のとおりである。

1. 厚生省子ども虐待対応の手引き、有斐閣、2001
2. R.S&C.Henry Kempe ; Child Abuse、Harverd University Press、1978.
2. 小林美智子；厚生科学研究、虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域の推進体制の構築に関する研究平成11年度研究報告書、2000.
3. 小林登；厚生科学研究、児童虐待および対策の実態把握に関する研究平成12年度研究報告書、2001.
4. 大阪児童虐待研究会；子どもの虐待予防にむけて一大阪府保健所における養育問題への援助実態一、1998.
5. David N. Jones 鈴木敦子ら訳；児童虐待ハンドブック、医学書院、1995.
6. 恒成茂行；厚生科学研究、虐待の予防、早期発見及び再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究平成10年度研究報告書、1999.
7. 西澤 哲；子どもの虐待ー子どもと親への治療的アプローチ、誠信書房、1994.
8. 加藤曜子；児童虐待リスクアセスメント、中央法規、2001.
9. 吉田敬子；母子と家族への援助、妊娠と出産の精神医学、金剛出版、2000
- 10.坂井聖二；周産期の母親への援助 CA テキストブック NO.9 、子どもの虐待防止センター
- 
- 11.前川喜平；タッチケアマニュアル、日本タッチケア研究会
- 12.岡野自二、村田真理子、増地聰子：日本版エジンバラ産後うつ病自己評価表（EPDS）の信頼と妥当性の検討、精神科診断学7、1996.
13. ジュディス・L・ハーマン著 中井久夫訳 心的外傷と回復 みすず書房 1996
14. 徳永雅子：あなたにもキャッチできる児童虐待のSOS、新企画出版、1999
15. MCG とは何か（19分）日本看護協会 先駆的地域保健モデル事業、世田谷区、2000
16. W.S.ロジャース 福知栄子ら訳：児童虐待への挑戦、法律文化社、1993.
17. 佐藤拓代、岩佐嘉彦；「児童虐待防止法」と保健師活動、保健婦雑誌3、2002.

## 「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」

分担研究者 佐藤拓代（大阪府富田林保健所所長）

### 研究協力者

平成 13 年 4 月 1 日現在

氏 名	職 及び 住所
小林 美智子	大阪府立母子保健総合医療センター成長発達科部長
鈴木 敦子	大阪大学医学部保健学科教授
津崎 哲郎	大阪市健康福祉局児童心理等担当部長
山田 和子	国立公衆衛生院公衆衛生看護学部看護管理室長
徳永 雅子	東京都北沢保健福祉センター
小坂 みち代	三重県健康福祉部健康対策課健康指導官
長谷川喜久美	開業助産婦
田村 道子	埼玉県朝霞市保健センター健康対策課
中西 眞弓	大阪府四条畷保健所保健補佐
山本 裕美子	大阪府吹田保健所
峯川 章子	大阪府和泉保健所地域保健課長
北川 幸子	大阪府吹田市保健センター主査
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所
中塚 恒子	大阪府富田林子ども家庭センター
工藤 充子	元京都府宇治児童相談所長